

議案第79号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和2年12月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

八幡浜市地域交流拠点施設のうち、みなと交流館、大島交流館、公衆用トイレ、沖新田緑地公園及びその他の施設

2 指定管理者となる団体

八幡浜市字海老崎216番地4

特定非営利活動法人 港まちづくり八幡浜

理事長 谷 本 訓 男

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

みなと交流館等の設置の目的を効果的に達成することができるように、指定管理者に管理を行わせるため。

